

長与町議会議員政治倫理条例に係る
調査特別委員会会議録

(平成29年 6月20日)

長 与 町 議 会

長与町議会議員政治倫理条例に係る調査特別委員会会議録

本日の会議 平成 29 年 6 月 20 日

招集場所 長与町議会議事堂（会議室）

出席委員

委員 長	喜々津 英 世	副委員 長	金 子 恵
委員	浦 川 圭 一	委員	中 村 美 穂
委員	安 部 都	委員	饗 庭 敦 子
委員	安 藤 克 彦	委員	分 部 和 弘
委員	岩 永 政 則	委員	山 口 憲 一 郎
委員	堤 理 志	委員	河 野 龍 二
委員	吉 岡 清 彦	委員	竹 中 悟

出席委員外議員

議 長 内 村 博 法

職務のため出席した者

議会事務局長 谷 本 圭 介
課長補佐 細 田 浩 子

議事課長 富 永 正 彦

本日の委員会に付した案件

今後の取り組みについて

開 会 9 時 3 0 分

散 会 1 1 時 0 7 分

○委員長（喜々津英世委員）

皆さんおはようございます。安部委員が若干遅れるということでありましてけれども、定足数に達しておりますので、ただいまから第1回長与町議会議員政治倫理条例に係る調査特別委員会を開会をいたします。

皆さんには6月15日に今日の資料として使うということで、6月6日の全員協議会で教育委員会あるいは西岡議員の説明等について、議事録を議会事務局に作っていただきました。準備をいたしております。従って、これについて論点等の整理をして、本日御出席くださいということではしておりますので、よろしくお願ひします。

それと本日の資料として、長与町教委給食米でトラブルという1番はじめの新聞の記事、それから第2弾の特別委設置という新聞記事のコピーを準備をいたします。

それともう1点、政治倫理条例をコピーを差し上げております。皆さん、ありましたでしょうか。

それから今日は会議次第としては、今後の取り組みについて、その他というふうにしておりますけれども、もういっぺんおさらいとして再確認をさせていただきたいのは、この調査特別委員会の目的は給食米をめぐる新聞報道に係る実態の把握、それと2点目が長与町議会議員政治倫理条例に基づく調査、この大きく2つを調査をする目的で委員会を設置を決議したわけでありまして、今日はまずその第1弾として15日に皆様にお届けしておりました6月6日の全員協議会の会議録の抜粋、読み込んでいただきたいと思いますので、ここら辺を踏まえてまず整理をしていきたいと思っております。

1つは、この今回の報道をめぐる教育委員会側にも問題があるんじゃないかなという意見も聞かれますので、まず教育委員会側のこれは帯田教育次長が説明した2ページの中程まで、基本的に時系列で説明をしてくれておりますので、この内容について疑問点、あるいはここは問題じゃないかとか、そういったものがあれば、まず、意見を聞かせていただきたいと思います。どなたからでも結構です。御意見ありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

まだ完璧に資料を読み込んで、もうこれだけだということじゃないんですが、あらかた概要を見た、目を通しただけでも、いくつかの委員会として解明しないといけないんじゃないかなという点がありました。

それはまず1点目が、学校給食の食材の中で、なぜ米だけを分離発注をすることになったのか。地産地消ということとか、地場産業の育成ならば何も米に限る必要はなかったんじゃないかっていうのが1点。

それから商工会と教育委員会が随意契約を行っていたというふうな新聞報道があるんですが、商工会法を見ますと、商工会法の6条で商工会は営利を目的としてはならない。とか、そういった特定の政党のため利用してはならないとか、いろいろそういう営利についての取り決めじゃないですけども、そういったものがあるので、この辺との整合、

法的に抵触しないのかどうか、この辺りも解明しないといけないんじゃないか。従って、例えば契約書がどういうふうになってたのかとか、名義、契約内容がどういうふうになってたのかですね。

後、もう1点、これは教育委員会と関係する点で言えば、もう1つは副町長が教育長に給食納入の契約の変更について云々かんぬんという話をしてるんですが、首長と教育委員会との関係のあり方として、こういった指導的なことを発言がなされたというのが、果たして適切だったのかという点も確認しないといけないと思います。

予算編成権とか条件整備ではない予算執行後の教育委員会の自主性とか、政治的な中立とか、独立性というのを侵害してるとまで言えるのか、その辺りも若干懸念されるところなので、その辺が委員会として調査をしないといけないんじゃないかなというのを感じました。教育委員会関係では以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

もう1点ですね、教育委員会の本年3月28日の会議録で見ますと、この学校給食の運営では食品の衛生管理表であるとかいろいろ精査する中身があるわけなんですよ。ですから食材費は、そういったいろんなチェック、安全性であるとか、鮮度とかチェックが通ってるんですが、米だけを分離した場合にこういうチェックがきちっと通らない可能性があるんで、その辺りが同じ食材なのに米だけ別扱いで、この辺りのチェックがなされたのかどうか、この辺りも気になるところなので、委員会として取り扱ったらいかがかというふうに思います。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。今、米だけなのかとか、商工会との契約、副町長の発言、あるいはその教育委員会の会議録等を見ながら調査の必要性があるんじゃないかという御意見でありました。他にありませんか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

私も基本的に同じようなところなんですけども、やはり今までのこの学校給食用物資売買契約書そのものが、どういうものなのかというのがよく分からないというところですね。契約自体は29年の4月3日から平成30年3月31日までの期間を契約してるわけですね。その契約の中で6月分については、こういうところ、西岡屋、中村屋、じげもん、長崎西彼農業協同組合を追加するというのが、元々可能だったのかというところが、やはりその辺もまだ十分に調査して認識を改めんばいかんかなというふうに思いますね。

あと話の中で5月1日に西岡屋に連絡をしたということでもありますよね。1ページ目の下段の方の5月2日の上に5月1日、通常その契約をするならば、ここは商工会との

連絡がまず行われるべきじゃないかなと。教育委員会がなぜ西岡屋に連絡を取ったのかなというのが、その後もずっと連絡先は西岡屋なんですよね。本来契約者である商工会といろいろ協議をして、その契約に基づかない中身ならば商工会が本来ならばいろいろ異議を唱えるべきではないかなと。ずっとこの西岡屋が抗議もしてるということで、その辺も含めて、じゃあなぜそういうふうな体制になってるのかなという部分を感じられました。2枚目の後半も西岡議員の倫理条例の件からすると、通常、新聞報道では、副町長は議員だから特別な対応したわけじゃないというふうな説明をしておりましてけども、通常、教育長並びに副町長と面談する場合の町の管理体制、管理体制といいますかね。そういう体制ですね。特にこう言っちゃなんですけど、我々の場合は職員にいますかというふうな形で声を掛けると、職員が副町長なり教育長がいれば、いらっしゃいますっていうことで入っていける可能性があるわけですよ。ただ、そこは議員だからそういう話ができるということで、多分、職員も信頼してそういう対応すると思うんですけども、そうでない場合は、やはり一定きちっとアポをとって対応すべきじゃないか。危機管理上もそういう対応すべきじゃないかなというふうに思うんですけども、それが実際されていたのかどうなのかというところですね。そうじゃなくて、やはり議員が訪ねてきたから会ったという部分では、議員だからそういうふうに面談ができたという部分では、特別な対応じゃなくてやっぱり議員だからという対応をされたんじゃないかなというふうな感じを受けますので、その部分についての教育委員会並びに副町長の、副町長の場合は政策秘書課が対応するんですかね。ここら辺の対応の仕方もちよっと確認したいと思います。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

私も同じところもあるんですけども、元々の契約が商工会としてたのがなぜかというところで、その後、その商工会が西岡屋と中村米屋さんをお願いしているっていう状況なんですけど、西岡屋の状況と中村米屋の状況ですね、どんな状況でしておられるのか、あとの方で米屋は精米ができる者を選ぶということになっておりますが、その辺りがどこまで把握して契約をされたのかっていうところ。

それと副町長と教育委員会の関係ですね、副町長に何かお願いしたとか。西岡議員からお願いされて副町長から調整を言われたとかになっているので、副町長とそもそも教育委員会の関係というものがどんな形でなっておられるのかというところがあります。

それともう1点は、商工会はなぜ仲介をするのか。最初のところに戻るんですけども、手数料とかは徴収はしてないんだろうとは思いますが、そこを明確にしてくださいとね。

もう1点、価格調整をどのように行ったのかというのが、ちょっと明確じゃなかった

かなと思うので、その点をお聞きしたいと思います。以上です。

○委員（安藤克彦委員）

今いくつか皆さんから出ましたけれども、私は給食費に関しては一般質問でも取り上げたことあるんですけども、回答の中で、いわゆる私会計ゆえに回答できないという部分がかかなりありました。ただ今回は、実際、発注をするのは、当然、単独校あるいは共同調理場なんですけれども、取り消しを行ったのは教育委員会なんですよね。またそれを再度、いろんな新聞報道であるには抗議を受けて、調整を行って、また、さらに発注をすると決定したのも教育委員会なんですよね。本来、給食の食材の選定の会議が、正式名称すいません、忘れちゃったけど。教育委員会内にはあるんですけども、教育委員会が持つてるんですけども、そこで決定した食材を納入業者を決めるのはあくまでもそれぞれの調理場であって、教育委員会にはそこまでの権限は持たされてないはずなんですよ。この間の一般質問の答弁でもそういった感じで来てました。今回は全て主導が教育委員会で行われたと。ここがはっきり実際言ってることと、してるものが違うのではないかと思います。ですので、その点は実際現実にとどこまでしてたのか。どこまでどういうふうなのをしてたのか。これは教育委員会もそうですし、それぞれの発注をかける部署にもきちんと調べた上で、ある程度の資料、今回の米でいえば過去分の発注実績とか、発注実績と言うんですかね。納入実績と言うんでしょうか。そういった資料を提出していただく必要があるのではないかと思います。

あとは、先ほど同僚議員も言われましたけども、なぜここで商工会が介入をしているのか。という問題ですね、他の食材では全くないということで、この間の次長の話の中にあつたんですかね、次長と個人で話したお話かもしれませんけど、野菜を今後、何か考えてると言う話を聞いたんですね、その時も商工会を通すのかって言ったら、そうじゃないって言うふうなお話だったんですね。ですので、やはりこの米がなぜ商工会を通していいのかっていう経緯をもう少し、この間、西岡議員の方からは過去の経緯等あつたんですけども、教育委員会側からもしっかりとしたその経緯というのをお聞きしたいと思ってます。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

今回、西岡氏が教育委員会に行ったということは、もうこないだの会議も出ておまして倫理条例にはもう違反するという事は明確だと思いますけども、この取引の場合、商工会を通じてと言いながらにしても、結局、教育委員会は、その交渉を西岡屋のほうに直接してということになっております。であれば今回、西岡氏が初めて教育委員会にそういうことで話し合いに行ったのか。こないだの話では18年からずっと米を入れているということであれば、その18年から今までの間に本当に初めて行ったのか。そう

いうことも追求するべきじゃないかなという思いはしております。

○委員長（喜々津英世委員）

今のは、西岡議員が行ったのかという意味ですか。それはまた後で、西岡議員の方で。他にありませんか。

今、教育委員会の管理体制、副町長の行為そのものが越権行為ではないかという話もありました。それから精米業等が条件となつとるけども、ここらへんの確認はできておるのかと、教育委員会がですね。それからあとは商工会、なぜ商工会なのかとか、それから商工会がマージンを取っているのかとか。それからこの教育委員会と価格交渉というのは、契約そのものは商工会だけど、価格交渉は誰がどういうふうにしておるのか、そういった疑問。

それと1つは、契約を結ぶまでは教育委員会の所管であるけれども、給食米の発注、例えば6月は何百キロとか、何日にいくらとか、そういう発注は各学校あるいは共同給食調理場、ここからやっているのに、今回は教育委員会が取り消しとか、そういったものまで全部やってしまった。そこら辺の理由も確認せんばいかん。以上がほしい教育委員会のことに関する内容だったと思います。他にありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

先ほど発言し漏らしがあつて申しわけないんですが、これも教育委員会に確認したほうがいいかなと思うのは、まず、西岡議員が全員協議会の中で、冒頭、弁明をされた中で、本年の3月に教育委員会の職員から電話で独占で納品してる形になっているので、農協を入りたいというふうな話があつたということを御本人が言われておりますけれども、独占で納品しているっていうのは良くないという判断をしたのが、結局もう事実上の請負契約、兼業禁止に当たるんじゃないかというところがあつたため、そういうふうな連絡を入れたのか。それとも教育委員会の納入に関する契約上の何か契約違反なり、要綱要領なりに1社独占というのは引っかかるということで、それはだめですよという話になったのか教育委員会なりのその辺りのそういうふうな判断をして本人に連絡を入れた理由ですね、ここも確認をさせていただければと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

今のは、西岡議員の発言の中で3ページ、本年3月ごろに西岡さんは独占で納品しているんで農協を入れますと教育委員会職員から連絡があつたというそのくぐりを捉えてのことです。

基本的には地方自治法の第92条の2、これに抵触するんじゃないかということで、現在、私の方で地方自治法ひっくるめて、あるいは議会提要といういわゆる先例、事例、こういったものがありますので、そういったものを整理するようにしております。

従つてこれについては、また次回、そういった資料を揃えて皆さん方にお繋ぎができれば、ただ現段階では、学校給食に係る問題については私会計ということもあります。

従ってそこら辺も踏まえて、慎重に検討する必要があると。

それともう1つは、商工会がマージンを取っているのかという問題がありましたけれども、商工会がマージンを取らなくて、そのまま下請に丸投げしとるということであれば、またこれも1つは大きな問題が出てまいります。これについては、慎重にやっぱり詰めていく必要があるということで、また次の機会にそういったものもお繋ぎできればというふうに思っております。他にありませんか。

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

もう1点、5月1日の時点で、教育委員会が西彼農協に注文するに先立って西岡屋へ連絡しました。とあるんですけども、これが電話連絡をされておられまして、やはり文書での確認がここはやっぱり必要じゃないかと思うんですね。電話でするとまた言ったの、言わないのっていうような関係になるかと思うので、ここは電話連絡だけだったのか、その後、文書も交換してるのかの確認をしたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

これはもう完全に教育委員会の事務の改善の問題ですので、これはまたしっかり教育委員会を呼んだときにやりたいと思います。他にありませんか。

先ほどから商工会との問題等について調査をせんばいかんという問題が何人からも出てまいりました。従って後で、最後にでもどういう調査をしたいのか。あるいはすべきなのか。こういったことについても、後もって皆さん方にお尋ねをしたいと思っておりますけれども、今は商工会関係、教育委員会との関係の中で、契約そのものが商工会ということでありましたので、商工会あるいは教育委員会に対して、こういった資料を提出してもらいたいとか、そういうものがあればこの機会にお聞きをしたいと思っておりますが。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

先ほどもちょっと申し上げたんですけど、いわゆる契約関係ですよ、入札を多分したんだと思うんですけども、入札のいわゆる執行前に入札を執行しますという通知ですよ。そこらからいわゆる入札応じた入札書、そしてその後、契約を打ってると思うんですけども、契約書がまず教育委員会に過去の発注実績についての資料ですね、納入量と納入先とか、そういった感じですね。商工会には、いわゆるちょっと私もよく分からないのが、商工会で2社いるのに、いますよね。実際に発注が、私がちょっと一部入手した資料によると共同調理場から直接業者に行ってるわけですよ。私が持っているのはJAに直接発注をかけてる。そこはよく分かるんですね。業者がJAですから。発注は実際に商工会にかけてたのか、あるいは発注がそれぞれの個別の業者にかかったのか、本来契約が商工会ならば商工会を通すべきというので実態がそこがどうだったのかとかそういったのが分かる資料ですよ。私は要求をしときたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

今、言われたように契約関係からいけば、発注は商工会ということになりますけれども、西岡議員のこの15日に配りました全協の会議録の資料の2ページ目に商工会と両米穀店は納品に関し念書を交わして細かな取り決めをしております。

だから恐らくここら辺にひょっとすれば、今後の受発注については直接納入業者とできるとか、そういったものが交わされておるんじゃないかなと思います。それも確認をしなければ分かりませんので、教育委員会がこれを把握しておるので、それぞれの学校とか調理場から直接、業者に発注しているんじゃないかなと思うんですが、少なくとも農協の資料では、今、言われたように直接調理場から来とったということですから、その他もそういうふうになされるのか。商工会と結ばれとる念書の中身がどうなのか、こういったものは確認する必要があるんだろうと思います。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

それと今年度からちょっと業者数が増えたわけですよ。こないだの説明でもあった。次長の話では、まんてんだったかな、じげもんですかね。というのも入ってきたというふうにありました。中村米穀店もあった。実際に私が聞いたところによると中村米穀店ももう納品をしとつとですよ。だからその辺りが分かる資料を提出していただきたい。実際に商工会に発注をかけて商工会が動かしているのか。商工会がA業者にはいくら、B業者にはいくらというふうに割りをしているのか、実際そこを誰が司どっているのか。もし、直接発注でなければそういったところをちょっと分かるようなものがいただけたらと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

ちょっとその内容を調べるに当たりちょっと細かいことなんですけどね。この中でヒノヒカリっていう米の銘柄が出てくるんですよ。そうすると長与町でも地産地消の中でのヒノヒカリのおける立場ですね、どれくらいの量が獲れてるかとか、そういうのもいろんな形の契約の中に入ってくると思うんですよ。それとちょっとこれは2番目の倫理条例の方に行くかもしれないけど、今回、農協がいろんな書類を出されてるというふう聞いたんだけど、3人の議員が調査をされてという噂も聞いておりますが、それも少しね、農協のことだから僕らは何も言えないけど通常の手紙を出すというの、いろんな形で書類出すというのもちょっと考えにくいなということですね。私も会社を経営してましたので、私たちの契約内容とか内容は一切出しませんからそれは。誰が来たってね、もちろん監査役とか、そういう調査、外部監査とかなんとかするときにはありますけどね。そういうところの不透明さもちょっと、はじめから圧力ありという感覚の中で委員会が進んでるものですから、ちょっとフェアじゃないなという感じもするんで

すね。ですから正しく情報元が3人の議員に入って、そしてその方々が報道関係とかなんとなかになんかいろいろな形で、いろいろな告発をされたんだろうと私はそういうふうに思ってるんだけど、それはそれで構わないと思うんです。今のこのヒノヒカリの米の実態がどうなのか。私の聞く限りでは、農家の方はほとんど自分で食べる分だけしか採らないと。売っても、まんでんか、じげもんでいくらか出てるぐらいの感覚ということなんですね。

この商品をメインとした契約が長与町ではなされてると。そういう1つの文書があるもんですから、そうすると小さいところまで少し、今、教育委員会だけの問題の話になってきたんですけど、その辺まで少し掘り下げないといけないんじゃないかなど。そういうふうに私は思うんですよね。そうすると先ほど申し上げた農協との関係にはついては、私たちがとやかく言う問題じゃありません。それはもう1つの共同体ですからね。しかし出るときに調査権があって、その議員たちは行かれてやったのか。もしくは向こうから結局、直接もらってやったのか、そういうところも詳しく説明された方が説得力あると思うんですよね。それは倫理の方でお話をしたいと思いますけどね。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。いいですか。

今、いろんな疑問点等について出てまいりましたけれども、また後もって商工会なり教育委員会、思い出したことがあれば発言をしていただきたいと思います。

次に会議資料の2ページの後段の方から3ページ、4ページの上段の方までが西岡議員が発言をされた内容の会議録であります。

既にこの中には、先ほど委員の意見の中にもいろんな問題が出てまいりましたが、改めてここで、今回の特別委員会は政治倫理条例に抵触するのではないかということが大きなこと。それともう1つは教育委員会の事務のあり方、こういった2つが大きな問題としてあるわけですので、1つの政治倫理の問題、これについて何が問題あつとかという話もあろうかと思えます。

そこで、皆さんのお手元に政治倫理条例のコピーを配っておりますけれども、大きくは、例えば第2条の議員の責務、議員は町民の信頼に値する倫理を保持し、町民に対し、自らすすんでその高潔さを明らかにしなければならない。第2項で、議員は常に町民全体の利益を擁護し、いやしくも特定の個人、団体の利益を求めて、公共の利益を損なうようなことがあってはならないと。これにも若干関連をしております。

そして、我々が1番政治倫理として守らなきゃならないことが、第3条で7号に渡っておりますけれども、第1号は、第2条との若干絡みがありますので省略をいたしますけれども、第3条、町の請負契約下請を要含む。一般物品の納入契約、業務委託契約に関して特定の業者を紹介、推薦し、または妨害、排除する等の働きかけをしないこと。まさにここにかかってくるわけですね。そして第4号で、町の職員の適正な職務の遂行を妨げ、又はその職権を不正に行使するよう働きかけをしないこと。こういったものが倫理条例に抵触するのではなかろうかということでもあります。そこら辺を踏まえて、西

岡議員の発言の中で、これはもう一度確認する必要があるはしないかとか。そういうことがあれば皆さんの意見を伺いたいと思います。

どなたからでも結構です。ありませんか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

西岡議員の発言のところなんですけども、ここでやはり当初問題になったのが、先ほども出ました教育委員会の職員から西岡さんが独占で納品しているということが言われている。西岡さんもここでさまざまな理由があり中村米穀店は納品できずにありました。というふうに発言しております。そういう意味では、どれくらいの状況、この西岡屋が単独で納品をしたのかと。いわゆる本当に独占であった状況がですね。どういう理由、どういう状況なのかというのが1つ確認をとるべきではないかなというふうに思います。

あと西岡議員の発言で2枚目の中段ですけども、5月2日の云々で西岡屋さんの納品がなくなりますと連絡を受けたと、過去そのようなことが、納品がなくなることは1回もありませんでした。まして4月に契約締結したにもかかわらず、今になってこのようなことで理解に苦しみました。というふうに言ってるんですけども、ただ前段の教育委員会の説明では、先ほどその電話でしたのか、手紙かなんかやりとりしたのか、紙でちゃんと契約したのか、そういう内容を説明したのかというのがありましたけども、ここにある西岡屋の方の女性の方からは、うちは構わないと御返答いただきましたというふうに一旦、まあ、この方がどういう状況なのかですね。代表者の女性なのか、どうなのか分かりませんが、そういう発言の権限があるというのは一応代表者じゃないかなと思われるんですが、そういうふうに代表者が理解を示してるにもかかわらず、議員本人がこういう状況でなるというのはおかしいと。ちょっとどういうふうにこっちが解釈していいものなのか。明らかに自分の利益が少なくなるという発想からこういう発言が出たんだろうとなるんですけども、そこがやはりそのどういう状況で、本来、代表者である女性ももし確認しているのならば、ここで西岡議員がこういう発言をすること自体がおかしいわけであって、やっぱりそこはどういうふうな立場で発言されたのかというところですね。そこら辺が少し感じたのと、やはり先ほど言った町の三役に会う機会が非常に多くなっている関係で、どういう立場で行かれたのかというところが確認をすべきところではないかなと。先ほどちょっと出ました冒頭の念書のところですね、この念書もきちっと資料としてできるならば出していただければというふうに思いますので、以上そういうところです。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

私も今のとちょっと関連して、倫理条例にも関係して、教育委員会で一旦了解したの

に副町長に、また、訴えていることがなぜなのか。御不満があれば、再度、教育長なり教育委員会に行くのが筋じゃないかなというところですね。言われたように行ったときに議員として行ったのか、経営者の代表として行ったのか、西岡屋の職員っていうんですかね、分からないけれども、そういう立場で行ったのか、どういう立場で直訴したのかっていうところを明確にさせていただきたい。

もう1つは前回の議事録の中に、平成19年に議員に当選させていただいて、そのときの議会事務局長に問題はないかと尋ねて調べたら問題はないとの回答。何に対して問題がないのかって聞かれたのか、何が問題がないと回答されたのか。その平成19年からそれをもってこの10年間そのままにしてきたことに対して、どう考えておられるのかっていうところをちょっと明確にさせていただきたいと思います。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

西岡議員の弁明のところ、自分なりにちょっと確認をしたほうがいいんじゃないかと思うところは、当選後に議会事務局に自分の立ち位置というのが大丈夫なのかという確認をして、大丈夫だというふうな確認を得たということですが、そもそもこの段階で本人が、本人に聞かないといけないと思うんですが、どういったことを懸念して、そういう大丈夫なんだろうかっていう確認、多分、兼業の問題なのかなと思うんですけれども、1つはそこをどういう条件で法的にクリアできるという判断がなされたのかという点が1点、それから先ほど河野議員の方から中村米穀店が営業を休止していた期間、いわゆる西岡さんが独占的に納入ができてた期間がどのくらいなのかという点に関連するんですが、中村米穀店が休止をするということになりますと、当然、その結果として西岡屋の方に納入量がどんと増えるわけですね、その分納入ができないわけですから。そうなりますと、西岡さん自身が、今、自分のところは独占状態だなということが分かるわけで、本来ならその時点で自分は商工会のあくまでも一員という形で契約したのであれば、ちょっと不適切だなと判断して、教育委員会なりに今の契約状況というのはちょっとまずいと思うので、辞退したいなりという話をすべきだったと思うんですが、なぜそれがなされなかったのかという点が気になるのが1つ。

3点目が代表者が西岡吉子さんだということでは言われてるんですけども、西岡屋のホームページ上では、この間、西岡克之さんが代表者ということではずっと記載されておりました。ところがつい最近になりまして、代表者名が西岡吉子さんになってたんですね。それで私もあれっと思ったんですけども、インターネット上には消したつもりでも過去のデータというのが残っておりまして、グーグルに保存されておる2017年5月28日現在、このときのデータというのがここにあるんですけども、これによりまして代表者が西岡克之さんということになっております。

ずっとこの間、西岡克之さんが代表者ということでは明記されておりながら、なぜ今回

の弁明では代表者は西岡吉子さん、どちらが本当の代表者なのか、さっぱり分からない。

これはやはり法務局なりに登記上その期間の代表者、経営者がどなただったのかっていうのを確認できないのかどうか。この委員会の調査権としてですね。その辺りは必要じゃないかなというふうに思います。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

今、代表者の問題しました。これは確かにホームページはそのようになって、つい最近変更されました。この問題が出てからですね。今、法務局でという話でしたけれども、これはあくまでも個人事業で、法人として、例えば有限会社とか、そういった形の営業ではありませんので登記はされておりました。従って、登記上の代表者とかいうのが分かりませんが、基本的には個人の営業、個人事業ということになります。

今、結局、地方自治法の92条の問題を言いましたように兼業禁止と、これは後でやりますけれども商工会の理事に就任した。その商工会と教育委員会の契約ですよね。そうすると商工会の理事ですから、経営者ですから一定の力が及ぶ、一社員ではありませんので、そういった意味で、これは兼業禁止の問題に抵触するのではないかと。

それと兼職というのは、商工会の理事と議員を兼職、本来ならばそれが、もう全く西岡克之さん御自身の事業としてしとれば完全にもうアウトなんです。議員を辞めるか、どちらかを辞めるかということになってくるわけですが、そういうところもひっくるめて先ほど言いましたように、地方自治法の92条の抵触問題については、もうしばらく時間を貸していただきたいと思っております。

他にありませんか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

僕は今の進め方ってちょっとおかしいと思いますよ。委員が言ったことに対して委員長が回答をぼんぼんぼんぼん言ってしまう。私はこうなるとか、インターネット上もそうとか。そうじゃなくて、そういうのを調査するのがこの委員会であってね。もう鼻からさっきからいって新聞にそのまま、結局、逆に言ったら犯罪者扱いみたいな形を持っていくと。非常に私は同僚議員として、非常に私も悔しいわけですよ。事実は解明せんといかんとですよ。実際にね。しかし、今の委員長のずっと進め方でいくと、みんなが確定的にそうだそうだと思ってしまう。それはおかしい。やはり委員長としての進め方は皆さんの意見を聞いて、そして進め方を考えていくというのが、私は委員会の筋道だと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

竹中委員の発言は私も反省しますが、あくまでも申し上げておるのは92条の問題については、後でそういう資料を備えて出すということで、それを皆さんにお繋ぎをしておるだけですので、そういうふうに御理解いただきたいと思っております。

他に。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

まずですね、倫理条例の3条3項に町の請負契約というのが記載をされておまして、ここが1番最初の前提になるんだと思うんですよ。今回、給食費を元に、父兄から集めたものを原資として契約をしたものが、この町の請負契約になるのか、ならないのか。

前回の全員協議会の中で、私が質問した中で町の財務規則もしくは地方自治法の対象になる契約なんですかということをお聞きしましたら、明確にそれとは違うということはお聞きしました。そうなるという契約のやり方がおかしいというふうな意見が出ておるんですけども、もし、そうなる私ども民間、例えば民間同士の契約でこういうやり方がおかしいのか、どうかっていう判断はなかなかできないようなそういう知識まで持っておりませんので、果たしてその契約の形態をまずは、先ほど委員長が今からちょっと調べをするというようなことで、おっしゃっておられたんですけど、そこはきちんと明確にさせていただいて、そうであるならばこの契約のやり方はおかしいんじゃないかとか、そういう議論に入るべきだと思うんですよ。よろしくお願ひします。

○委員長（喜々津英世委員）

ありがとうございます。まさに私会計との絡み、契約自体は教育委員会と商工会ということですので、そういう契約書の中身、念書等を見的过程中でそういったものが明らかになっていくと思います。

他にありませんか。

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。一応、教育委員会側の説明、あるいは西岡議員の説明、これを通して今それぞれ疑義がある点等について皆さんに意見を述べていただきました。あとその後の質疑、ここらへんを通じて、この点はどうなのか、とかいうのがあれば、お伺いをしたいと思います。ありませんでしょうか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

今後の委員会を進める上で、ちょっと確認をしてほしいと思うのが、議員必携の中で、議会の権限の中に検査権というのがあるんですよね。検査権というのを読みますと自治事務か法定受託事務かは問わない。いろいろと検査、そういういわば町村長の執行機関からのいろんな報告等を請求したり検査ができるという項目なんですけど、先ほどから出ておりました、例えば自治法なり財務規則以外の部分はどうなのか。例えば給食だったら私会計になりますので、それはどうなのかという点でいけばもう一つの資料でこの自治事務とはじゃあ何ぞやという中で、私が今手元にある分では、法令に基づく事務に限らず、地方公共団体が地域において住民福祉の向上を目的として処理する事務を広く含むということで、今、言われているような教育委員会が行っている財務規則

等に限らないそういったものも、議会として検査することができるというふうに私は解釈できると思うので、今日、この場で断定的な即答ができないとしても、ちょっと議会議事務局でも調査してもらって、十分その辺りも含めて私はこの調査特別委員会で今後、調査をしていいんじゃないかと理解しておりますので、その辺りの確認もよろしくお願いしたいというふうに思います。

○委員長（喜々津英世委員）

今の件で、事務局として説明を加えることがあればどうぞ。

富永議事課長。

○監査事務局長兼議事課長（富永正彦君）

堤委員御指摘のとおり、教育委員会が教育委員会の事務として行っているものであれば、基本的には検査権の対象にはなり得るというふうに考えております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。

基本的には、特別委員会100条どうのこうのという話もありましたけれども、それじゃありませんので、あくまでも任意で、しかも教育委員会、要するに内部にしか、その特別委員会というのは、検査、調査は及ばないということになると思いますので。

他にありませんか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

この間の供述の中ので違和感感じるとこ、どこでもいいんですか。

それでは、この新聞に書いてある町議反発、発注を変更、そして勝本教育長は取材にぶれた対応で不適切だった。町議の影響がなかったと言えは嘘になると、こういう文章になってるんですね。しかしながら、私たちが勝本教育長から聞いたことは、そういうこと書いてないですよ。皆さん見て分かるように。勝本教育長が言った分はそうじゃないですね。それで一般的にはよく圧力かかっているとかなんとか、新聞記者が来て言ったんですよ。もうある程度、こう筋書き立ててきたんです。と筋書きを立てて来たんですと、違うんじゃない。何でそんげんなるとかって圧力はかかっていたんでしょうと言うけん、圧力はないですよ。ただ相談を受けたから、それに対して自分なりの考えを結論を出したところという話をしました。と、全然違いますよね。この文章とね。だから私は、基本的にはローカル紙というのは、おもしろおかしく書くから、当てには全然してないんですけど。こないだ私が説明を聞いた中で、この文章にあるように、これだったらそう問題ないなというふうに思ったんですよ。この文章、ローカルの新聞が書いたのと整合性がちょっと不思議でたまらないんですよ。そういうものについて解明をすべきかどうかというのをちょっと悩んでるんですね。非常にもうありきの中で書く。書いてあるからですね。だから私1番はじめに言ったようになんでも慎重にフェアにしないとだめですよ。悪いことは悪いことに指摘しなくちゃいけない。しかしながら、

中間で非常に歪曲された言葉が出てくるんですね。それに私たち議員は惑わせられたらいけないと思っているんです。

○委員長（喜々津英世委員）

今、御意見がありました。惑わされないために真実をやっていくということの委員会でありますので理解をしていただきたい。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

反論をするわけではないですが、今、いろいろ事情があったにしろ、私は議員である立場上しちやいかんことをされたと思うんですよ。この場で、副町長も教育長もいやあどうだったかっていうふうな教育長はあいまいに、副町長はなかったと言ってましたけども、まずもって議員である以上そういうことをすべきじゃなかったと。そこがやはり倫理条例を違反していると。それを受けてませんよ。というふうな話じゃなくて、議員であるゆえにそこはやはり立場上、控えんばいかんやったところをあるいはそこを逸脱したというふうに私は思ってますんで、倫理条例上やはり問題があると。どのように問題があるかというのは、十分調査していく必要があるなというふうに思います。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

新聞記事を読んだり、前回の全員協議会の中で、いろんな弁明を聞いた中で、やはり議員それぞれいろんな捉え方があって、それはもう全然いいと思うんですよ。それぞれの考え方なので。ただ、私は今の点について言えば、全員協議会の中の最後の方で岩永議員からこのいわゆる新聞の文章、これは事実なのか、どうなのかって問いただされたことに対して、勝本教育長は、最終的には、だからもうそのことは、そう捉えられてもしょうがないな。ということでおっしゃったんですね。

これは要するに言葉を変えて否定してないんですね。もうそういう圧力だっということについては、あっ否定しなかったなというふうに私は捉えました。だからいろんな冒頭の方では圧力受けたつもりないんですけどね、と言いながらも、最終的には否定しなかったという点では、一定、新聞報道を裏づけた答え方をしているんで、人それぞれ捉え方があると思うんですが、私は、やっぱりそういった点も含めて、今後、解明をしていかないといけないなと思います。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

今、発言が偏っておるというふうに思います。他の委員、それぞれ何かありましたら発言をしていただきたい。議会の問題として協議をしていくということが大事でありますので、よろしくお願いします。他にありませんか。

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

この後の議事録の中で越権行為という言葉が何度か出てくるんですけども、これは副町長の越権行為じゃないかということで、全員協議会でいろんな副町長の答弁もあったかと思うんですが、だからそこを明らかにする必要もあるのかなと思うので、副町長は越権行為ではないと、もちろん言われておりますし、越権行為じゃないかという意見もあるので、越権行為というものをどういうふうに捉えるかは、非常に難しいんだと思うんですよね。でも、ただその分でやっぱり副町長に確認をしたいと、これまでもそういう相談があったのか、今回だけなのか、どんなふうな形でなってるのか、これまでの流れ歴史も含めて確認をしたいというふうに思います。

○委員長（喜々津英世委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

この新聞記事の勝本教育長が町議の影響がなかったと言えれば嘘になるって、これはそのままこう言ったかどうかっていうのは、この新聞記事を書いた方はこれがそのまま嘘で書いたというふうにはどうも思えないんですよ。それらしきことはちゃんとはっきりやっぱり言われたからこういうふうにしたんじゃないかなとも思いますし、そしてまた、例えば、教育長もですが、副町長も教育長も、もしこの町議の抗議がなかったなら例えばJAにもう既に発注しておりますので、抗議がなかったら変更はしてないはずだと思うんですね。抗議があったからこそ変更をしてる。抗議がなかったらそのまま地産地消を進める意図でJAに発注をしてるわけですから、それをわざわざ変更をするようなことを考えることはあり得ないわけですよ。だからその点で、何らかのそういった抗議の後に、こういった行動が一連にして起こっているというのは、もうそれなりの意図的なそういった流れの中で解釈するべきではないかなというふうに思います。

だからこの副町長、教育長こういったところで、もっとしっかり、ただかなりぶれた発言をされておりますので、やはりいろいろな心情があると思いますが、そこはしっかりと確認をしていきたいというふうには思っております。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

私はこの問題を聞いたときに、まず町の契約、さつき浦川議員が言われましたけど、町の契約かどうかっていうことと私会計の関係性、そして、単独で西岡屋が納入されていたんだと思うんですけど、その契約のあり方について、町の契約であればやはり難しい。よくない。その後、西岡議員が町に対して、何度も困るっていうふうに相談にいられている。これは議員としては、議員の倫理条例に反するとは思いますが、片

やもし、これは仮定では言うてはいけませんけれど、普通に考えたら1年間の契約をして納入してもらえらると思ていて、5月の頭に急に来月分は数量ありませんよて言われた民間の業者の感覚でいくと、それもまたもう確保しているということは理解もできるかな、一定の。それと西彼の農協の方にこの地場産といいますか、西彼地区のていうことで、ヒノヒカリていうのは数量も決まていて、今、納入できるのは昨年採れたものですよ、全て。それを5月の頭に言てこの地区のものと言て農協の方でその分を確保ができるのかどうか、直前になて。

だから、私もこの契約、まず契約自体がどうなのかとていうところもあるし、どうなんでしょうね。急に変更する。で、教育委員会がかなり介入をしている。本来はこの納入についてお米だけではなくて、他のお肉とか野菜とかも納入してると思てんですけど、そていう契約がどうていうふうになてしているのか、非常に不思議に思てますね。お米が今回議員の関係する親戚の経営になるのか、身内の方の経営になるのか、私もちょっとはつきり分りませんけれど、そこが給食の食材の納入について、まず契約はどていうふうになて本来あるべきなのか。今、それがいいのかどうかていう点もこの際であれば、この委員会ではつきりしたほうがいいんじゃないかなと思てます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

まさに後段の部分は、この委員会の目的はそこですから、議員の政治倫理と教育委員会の事務のあり方、こていうものを改善させていくていうのが、今後、委員会の中でやていきたいと思てます。他にありませんか。

分部委員。

○委員（分部和弘委員）

いただいた資料を見せていただいたんですけども、私、端的にです、5月1日から始まて18日の間で、こていうことが起こるとていうことで、そていう中で、もうちょっと大人のな対応できなかつたのかな、それぞれがです。はつきり言て、これ1回集めて内容を説明して、今回もう地産地消でやていきます。ていうような形でいけば何も起こらなかつたのかなと思てますし、この契約変更について、今回だけ特別こていう内容でやつたのか。今、教育委員会、私会計も含めてですけれども、こていう変更等があれば、こていう内容でこれまでも来たのか。いやいや、やてないよて言えば、今回が特別だつたのかとていうことで、そこだけは確認したいと思てますし、これはつきりしとかないと、やっぱり第2、第3の議員も出てくるかもしれせんよ、逆に。やっぱり感情的になるのは、自分の店の何らかの関係があつたから感情的になつたと思て、そこら辺はやっぱり持ていき方、やり方ていうのをもうちょっと考てもらわないといけないかなとていうふうになて思てます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

まさに、問題の本質は、発端はそこにあるとていうこともできると思てますので、基本的には先ほどから副町長の問題、それから教育長、新聞報道等受てて、いま1つ、まだ

すっきりしないという。

もう1つは、この契約に至る経緯、ここらへんも明確にする必要があると思いますので、皆さん方にお諮りをしたいのは、次の委員会では教育委員会の担当者を含めて呼んで、その経緯を再確認をします。1年間の契約をしとったのに急にやられて、それは誰でも抗議するというのが当たり前のことだと思うんですが、でも、契約の仕方がどういう契約になっとったのか。新聞報道でも随意契約と価格の随意契約であって1年間の納入契約ではないというふうなことも何か聞いたような気がしますけれども、そういったものをひっくるめてやっぱり教育委員会に確認をするというのが大事だと思うんですね。

他にありませんか。

○委員（安藤克彦委員）

今後の進め方云々の話が出たんですけども、もう今日の議事録を教育委員会に渡して、ある程度、教育委員会が来て、また、同じことを我々が質問するのではなくて、我々の疑問に対して、教育委員会が誠意を持って、ある程度一括で回答してもらってからするというか、次に進める。追加で質問がある人は追加するっていう形で進めてもらえんかなと思うんですけども、これは皆さんもあるし、委員長の判断もあると思いますが、私の意見としてはそういった形で進めていくのが、まずは教育委員会の部分、西岡議員の部分、それぞれに議事録を示して当然準備が、ただ大変必要な部分があると、調査とか準備が必要な部分があると思いますので、そういった形で進めていただければいいんじゃないかなと私の意見として思います。

○委員長（喜々津英世委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて、委員会を再開をいたします。

今、私会計とそれから我々議会の調査権、この問題についても、後もって議会事務局、議会提要とかそういった資料を参考にしながら、理論、根拠を明確にするというふうにしたいと思います。今日は基本的にこの前の全員協議会での会議録を中心に疑問点と論点等を整理をしていくということで、委員会第1回を開いたわけでありまして。

次は、先ほどから出ておりますように、それぞれ教育委員会に対して資料の提供を求めるもの。とりあえず内部だけです。これは商工会とかにというのは基本的にやっぱりそこまでは及ばないということになるかもしれませんけれども、そういった問題も踏まえて資料の請求をしたいと思います。資料請求について、まず了解をしていただけますか。

ただどういう内容で、その項目とか、これについては、事務局とも相談をしますし、正副委員長、議長名で出すということになりますので、議長にも協力をいただいて、内容取りまとめをして、調査をできればと思っております。それでよろしゅうございませうか。

(「異議なし」の声あり)

じゃあ、そういうふうにさせていただきたいと思います。その他にありませんか。皆さん方から。なければ次の日程について、私はこの特別委員会は、いつまでも長くすればいいと思っておりますので、次に、御提案は6月30日に。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

私はもう不在届を今出しておりますので、出張のですね。それは外していただきたい。もう僕は、既に私は議長の許可もらってます。

○委員長（喜々津英世委員）

不在届ということもありましたけれども、まだそれで終了する問題でありませんので、6月30日、9時半からということでさせていただきたいと思います。よろしゅうございますか。

そして今回は、いろんな疑問点が、今、出てまいりましたので、それぞれ教育委員会、副町長、教育委員会は担当者まで呼んだ上で質疑をやっていきたいと。

それと西岡議員に対しても質疑をすると、基本的には、それぞれ別々に対応をしていくという考え方でいきたいと思います。よろしいですか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

委員長一方的に決めないでくださいよ。今まで誰かだめだったら日にちをいくらか延ばしてくれるってことをしたじゃないですか。今度からもう委員長の1日の1発で決めるんですか。当然、日にちを決めるとき皆さんの意向を聞きながらやっていただきたいですよ。委員長が独断でやってしまったら、どこも行けない。私はいないって届けを出しているわけだから、それは議会事務局辺りとちゃんと調整をしていただきたいと思います。ちょっと強引すぎるんじゃないですか。

○委員長（喜々津英世委員）

今、御意見もありましたけれども、他にありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

竹中議員が議長の許可を得て、もう出しておるというような状況であれば、それを皆さん方が了とすれば、例えば1日前に行うとか、そういう弾力的な形で取り組みをされた方がいいんじゃないですか。私はそう思います。例えば1日前にするとか、2日前にするとか、皆さん方の都合はいろいろあると思うんですね。非常にやっぱり委員長としては、あっちいきこっちいきするとうまくいかないかという心配をされるところなんです、皆さん方ちょっと1、2の案を出して委員長からですね、それで了解いただければ、その方がうまくいくんじゃないでしょうか。御提案申し上げます。

○委員長（喜々津英世委員）

今、不在届がいつまで出ているのか、ちょっとお願いします。

事務局から説明をします。

○監査事務局長兼議事課長（富永正彦君）

先ほどの竹中議員の不在届でございますけども、6月25日から7月2日まででいただいております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

今、7月3日、県下の議員研修会が13時から開かれますけれども、その日に合わせたらどうかという話でありました。よければ、いいですか。

30日ということを用意しておりましたけれども3日ということであればそれだけ時間がありますので、さらに今日の会議を読み解いて次に生かしてもらいたいと思います。

3日の9時半から開会ということで、承認をいただきますか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

では7月3日、9時30分から第2回の委員会を開催をいたします。

他に皆さん方から何もないければ、これで本日の会を閉会したいと思います。

よろしいですか。

それでは、以上をもちまして、第1回の長与町議会議員政治倫理条例に関する調査特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

（閉会 11時07分）

委員長